

令和 7 年度 第448回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 3 時00分から午後 3 時38分
- 2 場 所 九段第 2 合同庁舎10階 共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

本田会長 定刻になりましたので、ただいまより第448回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 傍聴の方への遵守事項のご説明です。傍聴される方は、事前に説明しております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

特に、パソコン、携帯電話等通信機器の電源は必ず切ってください。

また、写真撮影、録音はご遠慮ください。

お手元のタブレット内の資料の確認をさせていただきます。本日は、議事次第、座席表、東京地方最低賃金審議会委員名簿、資料（その 1）、資料（その 2）、資料（その 3）、資料（その 4）、参考資料、を格納しております。不足等ございましたら、事務局にお申し付けください。

本田会長 続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

主任賃金指導官 本日は、公益代表の神吉委員が御欠席でございますが、現時点で、委員定数18名のうち17名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上、又は、各側委員の各 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告します。

本田会長 次に審議会委員の異動について事務局から報告をお願いします。

賃金課長 ご報告いたします。本年 6 月30日付けで加藤委員が退任され、後任として本年 7 月31日付けで坂巻委員が審議会委員に就任されました。

坂巻委員からご挨拶いただければと思います。坂巻委員、よろしく願いいたします。

坂巻委員 坂巻でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

本田会長 それでは、議事次第に従い、議事を進めてまいります。まず、議事（1）東京都最低賃金の改正決定に係る意見についてです。事務局から説明を

お願いします。

賃金課長

東京都最低賃金の改正決定に係る意見につきましては、最低賃金法第25条第5項・同法施行規則第11条第1項に基づき、令和7年6月30日付けで意見聴取の公示を行いました。提出期日までに196件の意見書の提出がありましたので、本日、資料（その1）として、その写しをお手元にお配りしています。

また、意見書ではありませんが、要請書等の提出がありましたので、参考資料としてお配りしています。

それでは、意見書の要旨及び要請書等について事務局より説明いたします。

賃金指導官

お手元の第448回東京地方最低賃金審議会資料（その1）をご覧ください。1ページからは意見書提出者一覧、6ページからは受付日順かつ五十音順で意見書を掲載しています。合計196件の意見書が提出されました。

初めに、提出者団体及び件数について、受付日順かつ五十音順で説明します。読み方に誤りがございましたら、なにとぞご容赦いただきたく、あらかじめお願いいたします。また、敬称略とさせていただきます。

橋本策也（めぐろユニオン）から1件

東京土建一般労働組合各支部等から172件

郵政産業労働者ユニオン各支部等から7件

東京地方労働組合評議会から5件

足立区労働組合総連合から1件

葛飾区労働組合総連合から1件

コミュニティユニオン東京豊島支部から1件

最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京から1件

全労連・全国一般労働組合東京地方本部から1件

地域労組せたがやから1件

東京春闘共闘会議から1件

東京都内勤務・非正規雇用労働者から1件

豊島春闘共闘会議から1件

八王子労働組合総連合から 1 件

文京区労働組合総連合から 1 件

続きまして、いただいたご意見の要旨をご紹介します。196件ものご意見をいただきましたが、同種の内容もございましたので、事務局でとりまとめた形にさせていただきました。時間の都合上、すべてのご意見をご紹介しますことをご容赦いただきたくお願いいたします。

要点、時給1,500円について

- ・東京で早期に時給1,500円の実現へ、大幅な最低賃金額の改定をしてください。
- ・東京都最低賃金を100円以上上げる改定を年 2 回行い、2026年までに東京都最低賃金を1,500円以上に引き上げること。
- ・東京の最低賃金は全国最高と言われますが、引上げ率では過去 9 年全国最低です。

時給1,700円以上必要であることについて

- ・全国一律1,500円以上、東京で今すぐ1,700円以上を実現してください。
- ・東京で時給2,000円をめざし、直ちに1,500円への大幅な最賃額の改定をしてください。
- ・東京では今すぐ時給2,000円、月額28万円を実現してください。
- ・東京で時給2,000円の実現、大幅な最賃額の改定をしてください。
- ・物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを行い、時間額2,000円を実現すること。

物価上昇について

- ・急激な物価上昇の中、東京の物価高・物価上昇率を上回る最低賃金を求めます。
- ・人手不足の中にあっても、物価高騰に賃金の上昇が追い付いていません。
- ・物価高騰の下でも価格転嫁を思うようにできない中小企業の労働者、現行の最賃に張り付いている非正規雇用労働者の生活は苦

しくなる一方です。

生計費について

- ・現在の物価高騰を十分に加味し、生計費に基づいた最低賃金としてください。

他の価格上昇について

- ・東京の急激な不動産価格の上昇や、東京の賃金上昇に見合った最低賃金を求めます。

最低賃金が唯一の賃上げになっていることについて

- ・中小零細企業では、労働組合の組織率は低く、ないことが一般的です。昇給制度がない事業者も多く、最低賃金引き上げが唯一の昇給になっています。中小零細企業の初任給は、ほぼ最低賃金に張り付いているのが実態です。最低賃金が引き上げられなければ、賃上げも難しい状況に依然として置かれています。
- ・非正規社員の基本給は地域別最低賃金と連動しています。毎年の春闘では、最低賃金改定によって引き上げられているとして、会社はゼロ回答を続けており、最低賃金の改定は、私たちにとって、大変大きな影響を持ちます。

支払能力について

- ・「企業の支払能力」を最低賃金決定要素から外してください。

貧困について

- ・ひとり親家庭の家計を支えられる最低賃金を求めます。
- ・非正規労働者は、低賃金のため貯金できません。最低賃金の引上げは本当に命と直結しています。

若者・少子化・女性について

- ・誰もが将来に希望をもって、安心して、結婚、妊娠、出産、子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引上げを行ってください。
- ・男女賃金格差＝差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅な引上げを行ってください。

公務職場について

- ・公契約条例を制定している自治体が増えています。公的部門の委託を受けている企業の多くは最低賃金にしがみついて労働者を低賃金で働かせています。公共部門労働者の賃金引上げのためにも、最低賃金の引上げが社会的に求められています。

国際情勢について

- ・最低賃金の国際的指標を勘案して、東京の最低賃金大幅引上げが必要です。東京も世界の都市の最低賃金に、肩を並べる最低賃金を求めます。

委員の選任について

- ・審議会委員の選任にあたっては、非正規・パートアルバイト等、多様な職業の従事者を組織する団体の代表も加えて、より実態を反映した議論ができるようにしてください。

意見陳述について

- ・東京の審議会においても、東京で最低賃金に近い収入で暮らす労働者やそれらの者が加入する団体による意見陳述の機会を実行してください。
- ・東京最賃審議に、最低賃金で暮らす労働者の声を直接反映するため、意見陳述の実施、アンケートや実態調査、参加しやすい意見公募、パブリックコメントを行うこと。

情報の公開・透明化について

- ・審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加を求めます。
- ・審議会及び専門部会を、原則として公開の場で開催すること。
- ・すべての審議の公開、傍聴制限の撤廃、資料、議事録などの迅速なホームページでの公開を行うこと。

支援策について

- ・中小事業者への支援強化を求めます。賃金引上げ等に伴って生じる、さまざまな負担軽減策を拡充してください。
- ・生産性向上とは切り離れた、中小零細事業者支援策の拡充を求

めます。

- ・ 中小零細企業では、賃金引上げを価格に転嫁できる公正な取引の実現が急務ですが、それと並行して直接的な支援策が不可欠です。

全国一律最低賃金について

- ・ 地域間格差是正のため、どこで働いても生活できる賃金を保障し、人々が定着し、持続可能な地域経済・社会につながる全国一律最低賃金制度の実現を求めます。

その他

- ・ 東京だけが12年間、上乗せなしの中賃目安額どおりの引上げでした。中賃からの目安をうのみにせず、東京での物価・賃金上昇を把握し、引上げを決定してください。

続きまして、お手元の第448回東京地方最低賃金審議会参考資料をご覧ください。

こちらは、最低賃金に関する要請や、公示期間終了後にいただいたご意見です。

1 ページ参考 1、26 ページ参考14は、最低賃金大幅引き上げキャンペーン@東京から提出された要請文です。

3 ページ参考 2、10 ページから25 ページまでの参考 6 から参考13までは、東京土建一般労働組合各支部等から提出された意見書です。

5 ページ、参考 3 はJMITU東京地方本部から提出された意見書です。

7 ページ、参考 4 は八王子労働組合総連合から提出された意見書です。

9 ページ、参考 5 は、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会から提出された要望書です。

27 ページ、参考15は、日本共産党東京都議会議員団から提出された申し入れ書です。

29 ページ、参考16は個人の方から、メールで提出されたメッセージです。

30 ページから59 ページまでの、参考17は個人の方117名から、はがきで提出されたメッセージです。

私からの説明は以上です。

本田会長 提出された意見書等について何か御意見、御感想などございますか。
労側委員はいかがでしょうか。

大島委員 たくさんの御意見をいただいて、我々も重く受け止めて、審議に臨みたいと思っております。

本田会長 使側委員はいかがですか。

神委員 様々な立場の多くの団体から、貴重な御意見、要請が寄せられたことを受け止めまして、今後の審議には慎重に臨んでまいりたいと思います。

本田会長 次に、議事（２）労働経済関係統計資料等についてに移ります。事務局から説明をお願いします。

課長補佐 タブレット端末の資料（その２）を御覧ください。

資料１は主要指標の推移です。資料１－１を御覧ください。労働経済関係資料（その１）（その２）は、６月30日に開催されました第447回本審でお配りしたものの更新資料です。その１は、雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料です。その２は、鉱工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等の雇用を取り巻く経済環境に関する資料です。

資料１－２を御覧ください。東京都及び内閣府が発表している、都内総生産及び国内総生産の名目、支出側の数値です。東京都の数値は令和４年度までが公表されています。

資料１－３を御覧ください。内閣府が発表している、１人当たりの所得、雇用者報酬の東京都と全国の数値です。

資料１－４を御覧ください。東京都産業労働局が発表している、設備投資を実施した東京都の中小企業の４半期ごとの数値です。

資料１－５を御覧ください。内閣府が発表している、全国の機械受注総額です。注釈にありますとおり、船舶、電力を除いた数値です。

資料１－６を御覧ください。国土交通省が発表している、着工新設住宅戸数の、東京都と全国の数値です。

資料１－７を御覧ください。経済産業省が発表している、百貨店・スーパーの商品販売額の、東京都と全国の数値です。

資料 2 は、経済情勢関係資料です。

資料 2－1 を御覧ください。本年 7 月 1 日に日本銀行が発表した、短観（概要）2025年 6 月です。こちらは全国の景況を示す指標として、全国の約 1 万社の企業を対象に、四半期ごとに実施している調査です。

資料 2－2 を御覧ください。本年 7 月 22 日に東京都産業労働局が発表した、東京都中小企業の景況令和 7 年 7 月調査です。

資料 3 は、賃金関係資料です。

資料 3－1 を御覧ください。厚生労働省が発表している、東京都の男女別、高卒、大卒別の新規学卒者の初任給額の推移と新規学卒者の所定内給与額です。

資料 3－2 を御覧ください。厚生労働省が発表している、東京都の短時間労働者・女性の 1 時間当たりの所定内給与額の推移です。

資料 3－3 を御覧ください。厚生労働省が発表している、女性の短時間労働者の 1 時間当たりの所定内賃金額の推移について、東京を含めた A ランク都県及び全国平均をまとめたものです。

資料 3－4 を御覧ください。6 月 30 日に開催されました第 447 回本審でお配りしたものの更新資料です。東京都産業労働局が発表している、東京都内の 1,000 の労働組合を対象にした令和 7 年・春季賃上げ状況の最終結果です。要求状況、妥結状況、過去 10 年間の要求・妥結結果です。いずれも加重平均の数値です。

資料 4 は、生計費関係資料です。

資料 4－1 を御覧ください。人事院、各都道府県及び東京特別区の人事委員会が公表している、標準生計費の推移について、A ランク都県の主要都市と全国平均をまとめたものです。標準生計費とは、総務省統計局のホームページによれば、標準的な生活モデルを設定し、その生活に要する費用を算定したものとされています。

資料 4－2 を御覧ください。総務省が発表している、家計収支の推移を、A ランク都県の主要都市についてまとめたものです。

資料 4－3 を御覧ください。総務省統計局が発表している、消費者物価・地域差指数の推移を、A ランク都県の主要都市についてまとめたも

のです。令和6年分までが公表されています。

資料4-4を御覧ください。総務省が発表している、平均消費性向の、東京都区部と全国の数値です。注釈にありますとおり、平均消費性向とは、可処分所得に対する消費支出の割合です。

資料5は、最低賃金の推移関係資料です。

資料5-1を御覧ください。Aランク都県について、最低賃金額、引上率及び発効日をまとめたものです。

資料5-2を御覧ください。Aランク都県の最低賃金額と一般賃金水準の比較です。一般労働者、短時間・女性労働者、高卒初任給についてまとめたものです。

資料5-3を御覧ください。地域別最低賃金の影響率と未満率について、Aランク都県及び全国加重平均をまとめたものです。注釈にありますとおり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合です。未満率とは、現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合です。

資料6は令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果です。

資料6-1を御覧ください。調査の概要です。

- 1 調査の地域、東京都
- 2 調査産業、日本標準産業分類に定める産業のうち、100人未満の製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業、30人未満の卸売業、小売業等、です。
- 3 調査事業所、令和7年6月1日現在の民営事業所で1年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した、約3,700事業所
- 4 対象労働者、約15,700人

です。

調査結果については、資料6-2を御覧ください。総括表(1)は、全労働者を対象とした、事業所の規模別、労働者の年齢別の集計結果です。一番左の列を御覧ください。こちらは時間当たりの所定内賃金額で、金額が1円刻みになっています。左から2列目合計列をご覧ください。

上段の数値は、1時間当たりの所定内賃金額が支払われている累積労働者数、下段の括弧書きの数値は、累積構成比のパーセンテージです。本調査における未満率について、御説明します。現在、東京都の最低賃金は1,163円ですので、一番左の列「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある1,162円の行を御覧ください。その右隣の合計の上段は46,338、カッコ内は2.5となっています。令和7年度の全体の未満率は2.5%になります。56ページを御覧ください。こちらの表は短時間労働者を対象とした、事業所の規模別、労働者の年齢別の集計結果です。同じように、一番左の列「時間当たりの所定内賃金額」の中ほどにある1,162円の行を御覧ください。その右隣の合計の上段は4,301、カッコ内は0.6となっています。令和7年度の短時間労働者の未満率は0.6%になります。64ページを御覧ください。総括表（2）は、全労働者を対象とした、男女・年齢別の集計結果です。表の概ね左半分が男性、右半分が女性です。一番左の列時間当たりの所定内賃金額の中ほどにある1,162円の行を御覧ください。その2つ右の枠内の男性計列のカッコ内は2.0となっています。令和7年度の男性労働者の未満率は2.0%になります。同じ行をそのまま右にお進みいただきますと、女性計がございます。カッコ内は2.8となっています。令和7年度の女性労働者の未満率は2.8%になります。69ページを御覧ください。こちらの表は短時間労働者を対象とした、男女・年齢別の集計結果です。表の概ね左半分が男性、右半分が女性です。一番左の列、時間当たりの所定内賃金額の中ほどにある1,162円の行を御覧ください。その2つ右の枠内の男性計のカッコ内は0.3となっています。令和7年度の男性短時間労働者の未満率は0.3%になります。同じ行をそのまま右にお進みいただきますと、女性計がございます。カッコ内は0.8となっています。令和7年度の女性短時間労働者の未満率は0.8%になります。

資料6－3を御覧ください。総括表を棒グラフで表したものです。74ページを御覧ください。労働者全体を1円刻みで表したものです。75ページを御覧ください。労働者全体を10円刻みで表したものです。76ページを御覧ください。労働者全体を100円刻みで表したものです。7

7 ページを御覧ください。短時間労働者を1円刻みで表したものです。

78 ページを御覧ください。短時間労働者を10円刻みで表したものです。

79 ページを御覧ください。短時間労働者を100円刻みで表したものです。

資料6-4を御覧ください。東京都最低賃金の未満率の推移をまとめたものです。

資料6-5を御覧ください。東京都最低賃金の影響率の推移をまとめたものです。

資料7を御覧ください。最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果です。毎年1月から3月にかけて、全国の労働基準監督署において、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しています。東京労働局と全国の数値をまとめたものです。

資料8を御覧ください。賃金引き上げの支援策です。中小企業の生産性向上等に係る支援策のうち、厚生労働省関連施策をまとめたものです。中小企業等の生産性向上等に係る支援策として、業務改善助成金をはじめ、キャリアアップ助成金など、様々な支援策がございます。東京労働局、各監督署におきましても、これらの制度の周知を行ってまいります。次に、令和7年度業務改善助成金のご案内です。業務改善助成金は、事業所内で最も低い時間給を30円以上引き上げた中小企業、小規模事業者に対して、設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

続きまして、資料（その3-1）から資料（その3-4）と記載しております資料を説明します。これらは、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において配付された資料をまとめたものです。

資料（その3-1）は、7月11日に開催された第1回目安に関する小委員会で配布された資料です。主要統計資料や最賃賃金に関する閣議決定資料の関係部分抜粋資料などになります。

資料（その3-2）は、7月22日に開催された第2回目安に関する小委員会で配布された資料です。

資料NO.1 令和7年賃金改定状況調査の結果です。下にページがあります3ページは調査の概要です。賃金改定状況調査は、毎年度の最低賃

金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するよう、労働者の賃金改定の状況等を把握するために実施している一般統計調査です。

6 ページからは、調査結果の 1 つである第 4 表です。第 4 表とは、常用労働者数 30 人未満の企業に属している民営事業所に対し、前年 6 月と当年 6 月の労働者の賃金等を調査することで、時間当たり所定内賃金の賃金上昇率を把握するものです。

左上のページ 13/190 に、資料 NO. 2 生活保護と最低賃金に関する資料です。

左上のページ 18/190 に、資料 NO. 3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移に関する資料です。

左上のページ 21/190 に、資料 NO. 4 賃金分布に関する資料です。

左上のページ 61/190 に、資料 NO. 5 最新の経済指標の動向に関する資料です。参考資料については目次に記載された内容のとおりです。

資料（その 3－3）は、7 月 29 日に開催された第 4 回目安に関する小委員会で配布された資料です。

参考資料 NO. 1 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）です。

資料（その 3－4）は 7 月 31 日に開催された第 5 回目安に関する小委員会で配布された資料です。タブレット端末資料では 7 月 29 日と記載しておりますが、7 月 31 日開催に訂正させていただきます。

参考資料 NO. 1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）です。

タブレット端末に格納できていませんが、資料（その 3－5）として、本日開催されている第 6 回目安に関する小委員会で配布された資料を紙面にて配布させていただいております。資料 NO. 1 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）です。

私からの御説明は以上です。

本田会長

ただいまの説明の内容に関して、何か御質問があればお願いします。

（特になし）

本田会長 続きまして、議事（３）規約の改正等についてに入ります。事務局から説明をお願いします。

課長補佐 規約の改正について、６月３０日に開催されました運営委員会において、御議論いただいた内容を御報告します。資料（その４）を御覧ください。諸規定（案）となっております。東京地方最低賃金審議会運営規程（案）、続いて、運営委員会運営規程（案）、専門部会運営規程（案）、検討委員会運営規程（案）でございます。この度、諸規定について改正を行うこととお諮りしたいと思います。

改正理由の詳細は、これまでＷｅｂ会議システムを利用したオンラインによる審議会及び小委員会への出席については諸規定に規定がなかったところですが、諸事情により、参集での開催ができないおそれが想定されることから、会長が必要があると認めるときは、Ｗｅｂ会議システムを利用する方法によって会議に出席することができるとする規定を追加する内容でございます。中央最低賃金審議会においても同規定が存在しているところであります。私からの説明は、以上です。

本田会長 ただ今事務局から説明がありましたが、本改正については、審議会の議決が必要となりますので、ここで皆様にお諮りしたいと存じます。なお、皆様からご了解が得られた場合には、本日の改正・発効といたしたいと思います。御意見がありましたらお願いします。

（特になし）

本田会長 特に意見がないようですので、本件については御賛同をいただいたと理解してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

本田会長 ありがとうございました。では、本案は審議会本会での議決を得られたものとし、本日、令和７年８月１日付けをもって改正・発効したものといたします。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、委員の皆様にお諮りいたします。最低賃金審議会令第6条第5項では、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるという規定になっております。

当会では、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用してきました。今年度の東京都最低賃金専門部会についても、従前どおり全会一致に限り、この規定を適用いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

本田会長 それでは、今年度の東京都最低賃金専門部会について、全会一致の場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとします。

では、議事(5)その他に進みます。

何か予定の議題以外に審議すべき事項がございますか。

(特になし)

本田会長 特になければ、審議終了といたします。

本日の議事録は東京地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は金子委員、使側委員は、神委員に確認をお願いいたします。

最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

賃金課長 次回の開催日程については後日事務局より御連絡させていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

本田会長 それでは、本会はこれにて終了といたします。本日はお疲れさまでした。